

大阪市立城北小学校 「学校いじめ防止基本方針」

平成 26(2014)年4月1日策定
令和 7(2025)年4月1日改訂

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法 第2条)

2. 本校の基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面にひどく傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権にかかわる重大な問題である。全教職員がいじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では「心豊かで自ら学び たくましく生き抜く子どもの育成」を教育目標とし、一人ひとりの子どもを大切にする「学力向上」と「なかまづくり」を主軸として人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、城北小学校「学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

本校では、安全で楽しい学校生活を送るために、学校のきまりを守る児童を育成している。学習規律の確立や配慮をする児童への対応、また、専科指導および習熟度別少人数指導の充実、放課後の学習や長期休業中における学習会などを実施している。また、若手教員の力量を高める方法として、授業研究のみならず、校内自主研修会の充実を図っている。それぞれの普段の取り組みについて紹介し合ったり、ベテランの教員を講師として実技研修会を行ったりすることで、学級経営や指導技術が高まるよう努力している。

(2) 自己有用感を高めるために

ねたみや嫉妬など、いじめにつながりやすい感情を減らすために、たてわり班活動をはじめとする異年齢交流を学校全体の教育活動に計画的に組み込み、全ての児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じられる機会を設定する。学年・学級以外の場での集団づくりを通じて、児童の自己有用感を高められるよう努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

学校の教育活動全体を通じて、特に道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情緒を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

「いじめを許さない学級・学年づくり」はなかまづくりの基本であることから、5月に学校行事として「いじめについて考える日」を設定し、全校集会やいじめや友だち関係を題材にした道徳学習を行い、学校全体でいじめを許さない雰囲気づくりに取り組んでいく。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

(1) いじめ調査等

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する観察の充実、情報の共有化、定期的な調査を実施する。

- ① 児童対象いじめアンケート（各学期1回）
- ② 保護者対象学校教育評価（年2回）
- ③ スクールライフノート「相談申告機能」（適宜 週1回以上確認）

(2) いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談体制の整備を行う。
(スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等)

(3) いじめの早期発見

- ① 休み時間等、授業時間以外の児童の人間関係を定期的に観察する。
- ② いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行う。

5. いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(1) 正確な実態把握

- ① 当事者双方や周りの子どもからの聞き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
- ② 生活指導部長、人権教育主担と情報を共有し、事案について正確に把握する。
- ③ 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するように心がける。

(2) 指導体制・方針決定

- ① 教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ② 問題を把握したら一人で抱え込みず、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。
- ③ 教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。

(3) 子どもへの指導・支援

- ① いじめられた子どもの保護に努め、心配や不安を取り除く。
- ② 加害児童への指導。いじめられた子どもに対して、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- ③ 家庭・地域との連携
- ④ 教育委員会、関係機関との連絡調整

(4) 保護者との連携

- ① いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
- ② 保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。

(5) いじめ発生後の対応

- ① 継続的に指導・支援を行う。
- ② スクールカウンセラー等を活用し、子どもの心のケアに努める。
- ③ 心の教育・命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織「いじめ防止対策委員会」

<構成> 管理職・教務主任・人権教育主担・生活指導部長、養護教諭・(当該学年)

<役割> ・学校いじめ防止基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行なう。いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。

・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

<年間計画>

【調査】

- ① 児童対象いじめアンケート調査 年3回(5月・10月・1月)
- ② いじめアンケートを受けた学級担任による児童からの聞き取り調査
年3回(5月・10月・1月)

【研修会】

- ・生活指導部会【児童理解】(毎月一回)
- ・人権教育研修【オンデマンド】(夏季)
- ・人権教育研修会(5月・3月)

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

学校いじめ防止基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、学校ホームページや学校だより、学年だより等を通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

- ① 学校だより
- ② 学年だより
- ③ 学校ホームページ
- ④ 学校協議会への提案・協力体制
- ⑤ 学校PTAとの協力体制
- ⑥ 個人懇談

(3) 取り組み内容の検証

「いじめ防止対策委員会」は、年3回、検討会議を開催し、取り組みが計画通りに進んでいくか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校いじめ防止基本方針や計画の見直しなどを行う。

(4) 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

- ① 重大事態が発生した旨を、大阪市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 大阪市教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

※ いじめ発見の際の流れ

